

岐南町告示第100号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2第1項、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第9条及び岐南町税条例（昭和31年条例第20号）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律および岐南町税条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和8年7月28日以降に到来するものについては、その期限を別途岐南町告示で定める期日まで延長する。

令和8年8月19日

岐南町長 後 藤 友 紀



都道府県名	指 定 地 域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町